

## JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布) レビュー調査方法(含む調査アイテム(案))について

JICA 環境社会配慮ガイドライン(以下、「GL」)には、施行後10年以内に、レビュー結果に基づく包括的な検討と、必要に応じてGLの改定を行うと規定されている<sup>1</sup>。GL施行後、2016年度末迄に、約1,800件にGLが適用されている。また、開発協力大綱や持続可能な開発目標(SDGs)が発表され、世銀セーフガード政策改定版が世銀理事会で承認されるなど、JICAを取り巻く環境も変化している。本ペーパーは、包括的な検討に必要なレビュー結果(含むガイドライン改定論点案)を導くために実施するレビュー調査方法を整理したもの。なお、レビュー調査の実施主体はJICAではあるが、可能な限り、GL改定と同様、透明性と説明責任を確保するように実施する。

### (1) 基本方針

JICAの責任の下、外部への業務委託を通じ、GL運用状況、JICAを取り巻く環境変化をレビューした上で、ガイドライン改定に係る論点案を整理する。なお、助言委員会の運用見直しの改定に係る提言は、ガイドライン改定論点に含める。

### (2) 実施時期(詳細は別添1)

2018年2月 第1次調査開始(主にカテゴリA案件、外部環境変化整理、GL改定論点案抽出)  
2018年8～9月 中間報告書案(和文)に基づく助言委員会への報告  
2018年9月 第2次調査開始(カテゴリB、C、FI案件、GL改定論点案の整理)  
2019年1～2月 最終調査報告書案(和文・英文)の公表、助言委員会で報告、パブコメ募集  
2019年3月 最終報告書公開(和文・英文)

### (3) レビュー対象・範囲:

- 現行GLが適用された案件(無償・有償・技協等)のうち、2016年度末までに合意文書を締結した約1,800件をレビュー対象の母数とする。うち、カテゴリA案件は全40件、カテゴリB、C、FI案件はスキーム、セクター、地域等を踏まえ60件程度をサンプル抽出し、合計で100件程度を調査対象とする。
- 調査対象案件(計100件程度)のうち、計8案件の現地調査を実施する。対象案件は、カテゴリ分類、国・地域別案件数、進捗状況、スキーム、セクター、調査アイテムとの関連性等を踏まえて追って決定。なお、異議申立の本手続きに進んでいる案件は、現地調査の対象としないものの、机上調査の対象とし、異議申立担当審査役の調査報告書、及び環境レビュー・モニタリング資料等をレビュー対象とする。

### (4) 調査アイテム(詳細は別添2)

#### 1) GLの運用状況

GLで定められている環境社会配慮プロセス・要件等の運用状況、運用見直し時の助言委員会からの提言を確認し、環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離、外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因(GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認する。

<sup>1</sup> JICA GL 第2.10条「本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。」

## 2) JICA を取り巻く環境の変化

昨年 8 月に世銀セーフガード政策改定版が世銀理事会で承認されたほか、持続可能な開発目標(SDGs)等の国際的な援助潮流、インフラシステム輸出の促進及び迅速化や開発協力大綱といった政府方針の公表、国際金融機関との協調融資の増加、民間連携事業や中小企業向け支援の導入といった JICA 事業を取り巻く環境の変化について整理する。

以上

別添1: レビュー調査実施スケジュール(案)

別添2: レビュー調査アイテム(案)

## JICA 環境社会配慮ガイドライン改定に係るレビュー調査実施スケジュール（案）

	2017年			2018年												2019年		
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1. 外部コンサルタント調達手続き																		
2. 第1次調査 ・主にカテゴリ A 案件の調査 ・外部環境変化に係る情報整理 ・GL 改定論点案作成																		
3. 中間報告書案に基づく助言委員会への報告																		
4. 第2次調査 ・中間報告書案の修正 ・カテゴリ B, C, FI 案件の調査 ・GL 改定論点案の修正																		
5. 最終報告書案の公表・パブコメ募集 助言委員会への報告																		
6. 最終報告書の公表																		

※本スケジュール案は想定であり、今後の状況の変化により変わり得る。

JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査アイテム (案)

項目、現行ガイドライン条文	調査アイテム	(参考)運用面の見直し結果報告(2015年4月)
序		
I. 基本的事項		
1.1 理念	(レビュー調査全体を通じて確認)	
1.2 目的	● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	
1.3 定義		
1.4 環境社会配慮の基本方針		
1.5 JICA の責務	(第 II, III 章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	
1.6 相手国政府に求める要件	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	
1.7 対象とする協力事業	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業 (海外投融資、中小企業支援等) の整理 ● 現行 GL 施行後の業務環境の変化 (インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等) の整理	第 3 回 運用見直し WG 提言 【PPP F/S 等へのガイドラインの適用】 ● 協力準備調査 (PPP インフラ事業) と中小企業海外展開支援事業について、その内容を明らかにした上で別途環境社会配慮ガイドラインとの関係をわかり易く整理すること。 ● その際、特に「中小企業連携促進基礎調査」については、情報収集が主な目的であることから、実際上は、環境社会配慮ガイドライン適用の対象外になること、また、「案件化調査」「普及・実証事業」については環境や社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件 (カテゴリ A 案件) は実施しないことを明らかに示すこと。
1.8 緊急時の措置	● 「緊急時の措置」の適用実績整理 (カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	第 9 回 運用見直し WG 提言 【緊急を要する場合の環境社会配慮確認】 ● 人命・人道上、緊急的に支援が必要となる場合を除き、カテゴリ A 案件は、環境社会配慮ガイドライン 1.8 「緊急時の措置」の対象外とすることが望ましい。 ● 環境社会配慮ガイドライン 1.8 では「自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合」を緊急時と判断すると記載されているが、これまでにどのようなケースが緊急時と判断されたか例示するなど、判断基準が提示されることが望ましい。 ● これまでの運用では、開発計画調査型技術協力により自然災害へ対応する案件に、環境社会配慮ガイドライン 1.8 「緊急時の措置」が適用されているが、これ以外のスキームに対して「緊急時の措置」が適用する場合には助言委員会に対し実施する手続きの内容の説明がなされることが望ましい。 ● 緊急の対応として環境社会配慮の簡略化が行われる場合、事業実施後のモニタリングやフォローアップ措置が適切になされる必要がある。
1.9 普及	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	
1.10 環境社会配慮助言委員会	(第 II 章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	
II. 環境社会配慮のプロセス		
2.1 情報の公開	● JICA による情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認 ● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等) ● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認 ● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認 ● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	
2.2 カテゴリ分類	● カテゴリ分類結果、根拠の整理 ● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理 ● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果	

	<p>の妥当性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スクリーニング様式の提出状況</li> </ul>	
2.3 環境社会配慮の項目	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	
2.4 現地ステークホルダーとの協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● JICAと相手国等による協議状況確認</li> <li>● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認</li> </ul>	
2.5 社会環境と人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認</li> <li>● 社会的弱者に対する人権配慮の有無・内容確認</li> </ul>	
2.6 参照する法令と基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相手国の国内法遵守の有無</li> <li>● 世銀SGPやその他国際基準との乖離の有無</li> <li>● 世銀のセーフガード政策からEnvironmental and Social Framework(ESF)への変更点の整理</li> <li>● 世銀ESFと現行GLの相違点</li> <li>● ADB、IFCのセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理</li> </ul>	
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助言委員会の開催実績整理(運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む)</li> <li>● 環境レビュー時の助言対応状況確認</li> </ul>	
2.8 JICAの意思決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 合意文書における合意状況確認</li> <li>● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理</li> </ul>	
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	
2.10 ガイドラインの適用と見直し	N/A	
<b>III. 環境社会配慮の手続き</b>		
3.1 協力準備調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理</li> <li>● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)</li> </ul>	<p>第5回 運用見直しWG提言</p> <p>【代替案検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。(運用見直し時の提言)</li> </ul>
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境チェックリストの作成状況</li> <li>・EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況等</li> <li>・FIの場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリA相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等</li> </ul> </li> <li>● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理</li> <li>● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。</li> <li>● モニタリング結果の受領、公開状況確認</li> <li>● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認</li> <li>● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因(GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認。</li> <li>● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理</li> <li>● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認</li> </ul>	<p>第11回 運用見直しWG提言</p> <p>【エンジニアリング・サービス借款】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境社会配慮ガイドライン3.2.1(5)「エンジニアリング・サービス借款」の2.に該当する場合、環境レビューの段階で初めて助言委員会に諮るのではなく、相手国等が実施する環境社会配慮のスコーピング段階から助言委員会で議論する機会を設けるべきではないか。</li> </ul>
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	
3.4 開発計画調査型技術協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーニングの実施状況</li> </ul> </li> </ul>	<p>第5回 運用見直し時の提言</p> <p>【戦略的環境アセスメント】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スコーピングの実施状況</li> <li>・JICA と相手国等の協議状況</li> <li>・合意文書や報告書等の公開状況等</li> <li>● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認</li> <li>● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SEA 段階でのステークホルダー協議をどのように行うかについて、今後検討していく必要がある。</li> <li>● SEA 段階での検討内容や協議内容、情報を十分考慮した上で、プロジェクトレベルでのEIA を実施するよう留意すべきである（「先行評価の活用（ティアリング）」）。</li> <li>● 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。</li> </ul>
別紙		
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認</li> <li>● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認</li> </ul>	<p>第8回 運用見直しWG 提言</p> <p>【プロジェクトの評価における環境社会配慮に関する費用便益について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境社会関連の費用・便益の定量化は、一般的に適用範囲や方法論等に課題があるといわれているが、JICA の協力事業で本テーマをどの程度、またどのように取り扱うかについては、助言委員会において共通認識を形成することが重要である。</li> <li>● 一方、環境社会配慮ガイドラインには、「できるだけ定量的な評価に努める」とあることを考慮に入れ、今後具体的な方向性を検討する場合には、以下の点を考慮することが望ましい。</li> <li>● 環境社会関連の費用・便益について、これまで便益の定量化が中心であったが、費用の定量化の検討も必要である。</li> <li>● 環境社会関連の「定量的評価」や「経済評価」の必要性についても併せて検討することが重要である。</li> <li>● 「開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること」の「内部化」は、調査段階での環境社会関連の費用・便益の定量化に限定せず、事業実施段階の環境管理計画等にもとづく対策を含めて、広く捉えるという考え方もあるのではないか。</li> <li>● 世銀アプレイザルレポート等、他の援助機関の事例を参照することが望ましい。</li> <li>● 環境社会関連の費用便益の定量化については、実績を積み重ねつつも、具体的な検討をすすめる必要がある。</li> </ul> <p>第7回 運用見直しWG 提言</p> <p>【災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 『地震等の災害は「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」とは異なることから、「環境影響評価」の対象外とみなす』との事務局提案に対し、プロジェクトと災害の関係については、以下のような場合が考えられることから、災害を一律「環境影響評価」の対象外とすることは望ましくない。</li> <li>● プロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合</li> <li>● プロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合（例：ダム建設により地震を誘発）</li> <li>● プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合（例：発電所建設により地球温暖化を促進）</li> <li>● 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、環境社会配慮の項目として「災害」を新たに追加する方法と、環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリストに含まれる既存のチェック項目（地形・地質等）の中で評価する方法が考えられるが、今後検討する必要がある。</li> <li>● 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、地震等の災害防止の主体については、（事故防止の主体と同様）詳細設計時に加えて、施工時、供用時も明確にする必要がある。</li> <li>● 災害と事故の概念について明確に区分することが望ましい。</li> </ul>
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認</li> <li>● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認</li> <li>● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認</li> <li>● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認</li> <li>● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認</li> <li>● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認</li> <li>● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認</li> </ul>	
<p>対策の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認</li> <li>● 上記以外は 2.8 にて確認</li> </ul>	
<p>検討する影響スコープ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認</li> <li>● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認</li> <li>● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認</li> <li>● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。</li> <li>● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理</li> </ul>	<p>第 4 回 運用見直し WG 提言</p> <p>【気候変動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気候変動に関し、環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの観点を超えている部分もあるが、以下を将来的な検討課題として欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 出来るだけ早い時期に JICA 全体のカーボンマネジメント戦略を明確にするべき。</li> <li>✓ GHG 排出量削減効果が想定されるプロジェクトのみならず、削減効果が想定されないプロジェクトについても、可能な範囲で GHG 排出量を算出し、JICA 全体としての GHG 排出量を把握するべき。</li> <li>✓ 気候変動影響については削減効果の評価ではなく、排出量の測定評価であるべき。</li> </ul> </li> <li>● スコーピングでの環境項目は「地球温暖化」より「気候変動（GHG 排出）」の方が適切。</li> <li>● JICA 全体の GHG 排出量を把握するという観点から、原則、工事中の GHG 排出量についても評価し、供用時と比較して GHG 排出量が特に軽微な場合についてのみ例外的に考慮しなくても良い、という方針とするべき。</li> <li>● サプライチェーンにおける GHG 排出量の評価についても、今後考慮に入れることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 例えば道路や鉄道セクターにおける巨大な開発事業において、それら構造物の原材料であるセメントの製造時等には多量の CO2 が発生することが想定されることから、原材料の生産に伴う GHG 排出量の把握を行うと共に、セメント使用量の抑制に関する検討とその結果の記述を義務付けることを検討すべき。</li> </ul> </li> </ul> <p>第 5 回 運用見直し WG 提言</p> <p>【気候変動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スコーピングにおいて気候変動（GHG 排出）については、JICA の気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate FIT (Mitigation)）等の方法論に基づきベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により緩和効果を判断しているが、気候変動（GHG 排出）についても、他の影響項目と同様、現状を基準点として影響を判断する場合もありうる。</li> </ul> <hr/> <p>第 1 回 運用見直し WG 提言</p> <p>【不可分一体の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。</li> <li>● 不可分一体の事業の対応において、不可分一体事業の「適切な環境社会配慮文書」の基準として、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿っていることを確認する意味である点を明記すべき。</li> <li>● JICA が「調査・検討すべき影響」として「不可分一体の事業」が JICA 環境社会配慮ガイドラインに明記されているものの、JICA が協力を行わない不可分一体の事業の影響を調査・検討の対象とするのはやや難しいという印象。</li> <li>● 「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。</li> <li>● 多様な「不可分一体の事業」のケースがあることを伝えることが必要なので、今後随時、FAQ において多様なケースを紹介していくこと。</li> </ul> <p>【派生的・二次的影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。</li> <li>● IFC の PS における、“(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the</li> </ul>

		<p>project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.” の (iii) について、生態系への影響のみが議論されており、社会面への影響について考慮されていない印象を受ける。(ii) において社会面も考慮することが想定されているのであれば、誤解を招かないようにするため、(iii) は削除すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「派生的・二次的な影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。</li> <li>● 「派生的・二次的な影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。</li> <li>● 「計画されていないが予測可能な開発」にある「開発」という文言は、展開といった幅広い要素を含むものである。</li> </ul> <p><b>【累積的影響】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「合理的な範囲」運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。</li> <li>● 「累積的影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。</li> <li>● 「累積的影響」については国際的にも様々な議論がなされており、急いで定義や責任範囲を定める必要はなく、国際動向を見て判断すべき。</li> <li>● 「累積的影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。</li> <li>● 「累積的影響」については、「個人の活動」による影響も含むものであると考えるべき。</li> </ul>
<p>法令、基準、計画等との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理</li> <li>● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理</li> <li>● 上記以外は 2.6 にて確認</li> </ul>	<p><b>【自然保護や文化保護のために特に指定した地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● FAQ における解釈は、「特に指定した地域」であるための「条件」となっている。具体的な事例を記述し、わかりやすくすべきである。</li> <li>● まず、大前提として各国の政府等が法律や条例等によって指定した保護地域を対象とするべきで、そうでない場合 IUCN のルールに基づくかが議論されるべき。そして IUCN のルールに基づくべきかどうかについても、例示にするべきである。</li> <li>● 中央政府の法令等だけではなく、地方政府等が条例等により定める地域についても「保護地域」として扱うべきである。</li> <li>● 保護地域における開発の可否や程度については、各国の法令等によりそれぞれ定められていることから、各案件において合理的に判断する必要がある。</li> </ul> <p><b>【「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における事業実施条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「原則として実施しない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)における事業実施が可能であることが前提ではないことを説明することが必要である。</li> <li>● 同地域でプロジェクトを実施する背景や理由について、JICA がその考え方を明らかにできる場合、プロジェクト形成を可能とする余地を残しておくことも重要である。</li> <li>● 環境社会配慮ガイドラインでは、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」と規定しているが、各国の法令の内容や保護区制度はそれぞれ異なっていることを配慮する必要がある。(例えば、保護区内であっても、バッファゾーンや保護の度合いが高くない場所で一定の基準を満たす開発を許可する法制度を有する国も存在する。)</li> <li>● 「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」を、プロジェクトを実施可能とするために相手国政府等が変更する等の問題が発生していることが、国際会議等でも提起されているため、こうした実情を認識し、慎重な対応を行う必要がある。</li> </ul>
<p>社会的合意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ステークホルダー協議 (①告知・実施日時、②場所、③方法 (住民集会、個別インタビュー、言語)、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者 (人数、被影響者に占める割合、所属、性別等)、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無) の確認</li> <li>● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が</li> </ul>	<p>第4回 運用見直しWG 提言</p> <p><b>【社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議を実施するにあたってのより具体的な方法を将来的な検討課題としてはどうか。(具体的には下記の提案がなされました。)</li> <li>● ステークホルダー協議で討議できなかった部分や参加出来なかった人を取り込むための仕組みを検討する。</li> <li>● ステークホルダーの人数が多い場合、意味ある参加を確保するため一回当たりの参加者数の目安</li> </ul>

	<p><u>十分であったかを含む</u> GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会的弱者に対する配慮事例の整理</li> </ul>	<p>を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利害が異なるステークホルダーを一堂に集めて協議を行うことは、率直な意見を抑え込むことにもつながるので留意するべき。</li> </ul>
生態系及び生物相	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「<u>重要な自然生息地</u>」の事例（含む<u>判断根拠</u>、<u>森林以外の地域</u>、<u>生物多様性重要地域の配慮状況</u>、<u>地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響</u>、<u>社会環境に与える影響や社会環境が与える影響</u>）の整理</li> <li>● 「<u>重要な自然生息地における事業実施条件</u>」に基づき事業を実施した事例整理</li> <li>● 世銀、ADB、IFC の「<u>重要な自然生息地</u>」、「<u>著しい転換・著しい劣化</u>」に係る対応状況の整理</li> <li>● 違法伐採の有無の確認</li> </ul>	<p>第2、6回 運用見直し時の提言</p> <p><b>【重要な自然生息地】【自然生息地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「重要な自然生息地」については、具体的事例を記述し、わかりやすくすべきである。</li> <li>● 環境社会配慮ガイドラインでは、「重要な森林」が「重要な自然生息地」と併記されているが、特に「森林」だけ明記されているのはおかしい。「海洋」や「高地」といった森林以外の地域の環境社会影響も配慮されるべきである。</li> <li>● 「重要な自然生息地」は、環境社会配慮ガイドラインでは「生態系及び生物相」において規定されているが、「地域コミュニティ」や「社会環境」の側面からも配慮されるべきである。</li> <li>● IUCN のレッドリスト等を参考に作成されている「生物多様性重要地域 (Key Biodiversity Area : KBA)」は、重要な自然生息地を示すリストとして参考にできる。</li> </ul> <p><b>【著しい転換・著しい劣化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「転換」は面的な観点から、「劣化」は質的な観点からの負の影響を表しており、JICA の解釈において考慮されるべきである。</li> <li>● 「著しい転換」について、世界銀行の OP 4.04 Annex A において、「開墾、植生の移転、ダム等による恒久的な水没、湿地における排水・埋立・水路開発、地表採掘等」の例示があるように、JICA の FAQ においても例示を記載すべきである。また、重大な汚染等による「陸域だけではなく水域の生態系」の「著しい転換」も含まれます。</li> <li>● 「著しい転換」「著しい劣化」に該当するかは、各案件の背景や事業内容から合理的に判断する必要がある。</li> </ul> <p>第6回 運用見直しWG 提言</p> <p><b>【「重要な自然生息地」における事業実施条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、事業実施が前提ではないことを説明することが必要である。</li> <li>● JICA の案件形成が実質的に不可能となる要件を課すことには慎重であるべきである。</li> <li>● 「合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減をもたらさないこと」にある「絶滅危惧種 IA 類/IB 類 (CR 及び EN)」に加えて、「絶滅危惧 II 類 (VU)」及び「準絶滅危惧種 (NT)」を含めるかどうか慎重な検討が必要である。調査や事業の負荷が大きくなり、また、緩和策やモニタリングの実施の上で現実的な対応をとることが重要である。</li> </ul>
非自発的住民移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。</u></li> <li>● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と<u>文書等</u>で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。</li> <li>● <u>環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認</u></li> <li>● <u>モニタリング段階における被影響住民数の確認</u></li> <li>● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、<u>再取得価格</u>を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。</li> <li>● <u>現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。</u></li> <li>● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認</li> </ul>	
先住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 先住民への影響の有無の確認</li> <li>● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 先住民計画の作成・公開状況確認</li> <li>● FPIC の実施状況確認</li> </ul>	
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● モニタリング計画の作成状況確認</li> <li>● 上記以外は 3.2 にて確認</li> </ul>	
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認</li> <li>● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認</li> <li>● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理</li> </ul>	
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)</li> </ul>	
別紙 4 スクリーニング様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。</li> </ul>	
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。</li> </ul>	
別紙 6 モニタリングを行う項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分</li> </ul>	
その他		

JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)  
レビュー調査方法案に対するコメント対応表

No	コメント	ご回答
● 田辺委員		
1	<p>調査報告案については、助言委員以外からの意見を受け付けること。</p> <p>【理由】調査報告書案には、JICA のプロジェクトをモニタリングしてきた NGO など、助言委員以外にも深い関心を表明しているから。</p>	<p>助言委員会の配布資料、逐語議事録を JICA ホームページで公開の上、何時でも、助言委員会以外からのご意見を受け付ける様に致します。</p>
2	<p>現地調査対象 5 案件については、外部から環境社会配慮が指摘されている案件、環境社会配慮課題について JICA と外部ステークホルダーとの認識に乖離が生じている案件を絞り込みの基準とすること。</p> <p>【理由】現地調査対象案件数が 5 件と限られている中では、環境社会配慮課題がほぼ生じていない可能性のある案件や、すでにモニタリング時や文書上で課題がほぼ把握できている案件を対象にするのは非効率であるから。</p>	<p>8月28日付 NGO4団体からの要請書に記載されている 4 案件については、レビュー調査対象と致します。なお、異議申立て案件である「ミャンマー・ティラワ経済特区(SEZ)開発事業」と「モザンビーク・ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」は机上調査で行い、「インドネシア・インドラマユ石炭火力事業」と「ミャンマー・ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ1)」は机上調査に加え、現地調査も実施する予定です。</p>
3	<p>「レビュー論点」については、「レビューにおける重点調査項目」に変更すること。</p> <p>【理由】現状の書きぶりではレビューの論点になっておらず、かつ、調査をしていない現段階で論点を出すのはプロセス上適切ではないから。</p>	<p>「レビュー論点」を「レビュー調査アイテム」に変更致します。</p>
4	<p>ガイドラインの運用状況の確認においては、ガイドラインとの乖離及び原因のみならず、ガイドラインとの乖離はないが問題が生じていることについても把握すること。</p> <p>【理由】ガイドラインとの乖離がなくても環境社会影響が生じている可能性があるから。</p>	<p>調査アイテム案に、下線の通り、追記致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離、外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因(GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認。</li> </ul>

5	<p>「JICA の責務」については、特に海外投融資の出資案件について、その実態をレビュー調査で確認すること。</p> <p>【理由】海外投融資の出資案件においては、JICA 自身がプロジェクト実施主体の一部を担うため、現行ガイドラインの記載とは異なる責務が生じている可能性があるから。</p>	<p>調査アイテム案(1.5 JICA の責務)に、下線の通り、追記致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認</u></li> </ul>
6	<p>エンジニアリング・サービス借款において、環境レビュー実績の整理のみならず、エンジニアリング・サービス借款中における環境社会影響及びガイドライン別紙 1 との乖離状況を確認すること。</p> <p>【理由】ガイドラインでは「当該エンジニアリング・サービス借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする」と規定されているが、実際にはエンジニアリング・サービス借款中に工事や住民移転が発生し、不可逆的な影響が生じているから。</p>	<p>調査アイテム案(3.2エンジニアリング・サービス借款)に、下線の通り、追記致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理</li> <li>● <u>エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。</u></li> </ul>
7	<p>非自発的住民移転及び生計手段の喪失が生じた案件において、環境レビュー段階の想定被影響住民数とモニタリング段階における実際の被影響住民数との比較を行うこと。</p> <p>【理由】この比較は、スコーピングの妥当性を確認する上で重要な指標となり、他の国際開発機関(ADB 等)も同様の調査を行っているから。</p>	<p>調査アイテム案(別紙 1: 非自発的住民移転)に、下線の通り、追記致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。</u></li> <li>● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。</li> </ul>
8	<p>非自発的住民移転及び生計手段の喪失が生じた案件において、「再取得価格」の妥当性を確認すること。</p> <p>【理由】ガイドラインでは「補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行わなければならない」と規定されているから。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認</u></li> <li>● <u>モニタリング段階における被影響住民数の確認</u></li> </ul>
9	<p>非自発的住民移転及び生計手段の喪失が生じた案件において、資産調査結果や合意文書等の被影響住民との手交の有無を確認すること。</p> <p>【理由】ガイドラインでは、「影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない」と規定されて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境レビュー段階の補償内容(補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容)の確認。</li> <li>● <u>現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準にお</u></li> </ul>

	<p>いる。しかし、補償の支払いの有無や合意内容について、住民が認識・確認ができないケースがあるから。</p>	<p><u>いて改善又は少なくとも回復できているかの確認。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認</li> </ul>
10	<p>非自発的住民移転及び生計手段の喪失が生じた案件において、被影響住民の就業数、収入額、生産量、生活費等の増減について調査すること。</p> <p>【理由】ガイドラインでは、「生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない」と規定されており、補償内容だけでなく、実際の生活状況の定量的把握が必要であるから。</p>	
11	<p>住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式を確認すること。</p> <p>【理由】ガイドラインでは「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。」と規定されているから。</p>	
<p>● 谷本委員</p>		
12	<p>外部への業務委託とあるが、今回の調査(=ガイドライン運用の状況、JICA を取り巻く環境変化をレビュー)は、受託する調査機関がすべて(責任をもって)行うのか。その場合に、JICA の役割は何なのか(委託するための調査方法書:TOR の作成と提出された報告書の内容確認に限定?)。</p>	<p>レビュー調査は、JICA の責任の下で実施する調査ですが、業務量が多いため、外部委託することに致しました。JICA の役割は、業務指示書の作成、調査が適切に実施されているかの管理、必要に応じて先方政府含む外部ステークホルダーとの調整、報告書の確認等を想定しております。</p>
13	<p>この委託調査では、いわゆる第三者性・中立性は受託先に求められるのか。</p>	<p>調査方法ペーパーの(1)基本方針に、下線の通り、追記させていただきます。</p> <p><u>JICAの責任の下</u>、外部への業務委託を通じ、GL 運用状況、JICA を取り巻く環境変化をレビューした上で、ガイドライン改定に係る論点案を整理する</p>

14	調査のためのサンプルを抽出する基準はどういうものか。	2016 年度末迄に合意文書が締結された約 1,800 案件の中から、スキーム、セクター、案件の進捗度合、対象地域が占める案件の割合を算出し、それら割合に応じて、各対象グループからランダムにレビュー対象案件を選定いたします。
15	案件の進捗度合(D/D や調達といった準備備階、実施中、供用段階)はサンプルの選定の際に考慮に入れないのか。	案件の進捗度合も考慮して、サンプル選定を行う様に致します。
16	「サンプル調査」と書かれているが、「計 40 件程度をサンプル」として選び出し、詳細に(ガイドライン運用の状況を)調査するということか。なら、サンプルとして選ばれなかった案件はまったく調査を行わないのか。	カテゴリ A が 40 件、カテゴリ B、C、FI で 60 件、計 100 件を選出し、第一段階では主にカテ A の 40 件について、第二段階ではカテ B,C,FI の約 60 件について調査致します。
17	「要件等の運用状況」とは具体的にどのような内容なのか。例えば、緩和策の実行状況といったことか。	ご理解の通り。個別案件における緩和策等の実施状況等を想定しております。
18	これらの項目は(現地調査対象案件を除き?)文書上で確認するということか。その場合、案件の進捗度合いをどのように考慮に入れるのか。	進捗が期待される案件を対象とするため、2016 年度末までに合意文書締結案件を母数と致しました。現地調査対象以外は、環境レビュー資料及び相手国等から受領したモニタリング報告書等を基に文書で確認致します。
19	なぜ 5 件と限定するのか。その 5 件を選ぶ基準は何か。	現地調査は、「インドネシア・インドラマユ石炭火力事業」と「ミャンマー・ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ1)を含むカテゴリ A、B 及び FI で計 8 件を予定しております。現地調査の対象案件は、国・地域別案件数、進捗状況、スキーム、セクター、レビュー論点との関連性等を踏まえて選定致します。
20	現地調査は、委託先の調査機関が行うのか。この現地調査では、JICA の関与はどのようなものか。	レビュー調査は、JICA の責任の下で実施する調査ですが、業務量が多いため、外部委託することに致しました。JICA の役割は、業務指示書の作成、調査が適切に実施されているかの管理、必要に応じて先方政府含む外部ステークホルダーとの調整、報告書の確認等を想定しております。  調査方法ペーパーの(1)基本方針に、下線の通り、追記させていただきます。

		JICAの責任の下、外部への業務委託を通じ、GL 運用状況、JICA を取り巻く環境変化をレビューした上で、ガイドライン改定に係る論点案を整理する
21	現地調査では、相手国実施機関のみならず、案件に関係する(例:住民移転の対象となる)住民などとの対話は行われるのか。	現地調査では、被影響住民からもヒアリングを行う予定です。
22	「こちらの(ガイドラインとの乖離)原因についても確認したい」とは、相手側との対話を通じて行われるのか。	相手側との対話を含め、事実関係を調査し、総合的に確認する予定です。
23	レビュー論点に記載されている横目は、すべて委託調査での調査項目・内容となるのか。I 基本事項の1.1から1.7などは、JICAとして取りまとめる項目ではないか。	1.1~1.7 について、レビュー調査を踏まえて、JICA としての考えをガイドライン改定論点案に含めてお示し致します。
24	「別項目のレビュー調査」とはどのような調査か(委託調査とは別の調査なのか)	別の調査ではなく、本レビュー調査の事です。
<b>● 鈴木委員</b>		
25	ガイドライン条文の1.1~1.5及び1.6までについては、(誰がドラフトするかは別として、JICA のスタンスですから、ガイドライン発注前に整理されているべきものと考えます。	1.1~1.7 について、レビュー調査を踏まえて、JICA としての考えをガイドライン改定論点案に含めてお示し致します。
26	1.9 普及の項で、相手国への説明実績を整理していますが、説明の内容について JICA ガイドラインと環境社会配慮に係る相手国の法令基準に関する関係性・優位性を整理しておくことが必要と考えます。例えば、樹木伐採をした場合、補償措置として何倍かの本数の樹木の新規植栽を義務付け、樹木本数の基準で相手国国内法令基準は満たされるとされるが、GL では生態系保全が目的だとすると、樹木本数が適切な基準か疑義がある。 JICA の環境社会配慮ガイドラインはあくまで『ガイドライン』で、相手国の法令基準を満たしていれば、それで良しとするのであれば、助言委員会の関与する余地は小さく、法令遵守をいうだけになる。日本の支援を受けるにはこれだけの環境社会配慮が必要であることを周知する JICA のスタンスが重要と考える。	調査アイテム案(1.9 普及)に、下線の通り、説明内容についても確認するように致します。  ● 相手国等に対する説明実績、 <u>説明内容</u> の整理  なお、JICA ガイドラインは、相手国等の法令基準に沿う事に加え、『環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を

		<p>行うよう、相手国等(地方政府を含む)に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。(GL2.6.3)』と規定されております。</p>
27	<p>重要な自然生息地——「重要とした判断基準」を明らかにする。</p>	<p>調査アイテム案(別紙 1:生態系・生物相)に、下線の通り、追記致します。</p>
28	<p>重要な自然生息地は、生態系及び生物相に関する判断基準のみにおいて判断すべきものであり、地域コミュニティや社会環境の側面からの配慮は別の項目で行われるべきものである。自然地の保全は面積・連続性の観点から判断することを明確にする。</p>	<p>● 「重要な自然生息地」の事例(含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、<u>地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響</u>)の整理</p> <p>また、「自然地の保全は面積・連続性の観点から判断すること」については、ガイドライン改定論点案に含めさせていただきます。</p>
29	<p>以下に 環境社会配慮 GL、環境社会配慮助言委員会の実施プロセスに関するコメント</p> <p>◎ 委員会に提供される資料を分かり易いものにする。地図類はイメージ図としての正確性で十分なので、せめて縮尺、方位を同じにする。架橋等の縦横断面図は標準断面図を使って理解を促進する。</p>	<p>ご指摘頂きました点を踏まえ、助言委員会の事前配布資料の改善に努めさせていただきます。</p>
30	<p>◎ 生態系・生物相の調査自体を現地調査、植物1日、鳥3日で行った事例が委員会に諮られているが、鳥類調査を3日では渡り鳥はカバーできないと考える。</p>	<p>スコーピング段階の WG 等で、渡り鳥の調査方法を提示する等して、改善に努めさせていただきます。</p>
31	<p>◎ 自然保護や文化保護のために特に指定された地域は、GL では開発援助の対象地とせず保護されることになっているが、保護指定地に重なったり、かすめたりする案件が委員会に付議されることがあり、この場合にFAQの5条件を満たすとプロジェクトが実施されることになるが、これは GL の期待するプロセスと違っているのではないか？</p>	<p>FAQ5 条件を満たせば保護区内で事業を実施して良いという考え方ではなく、1つ目の条件にあるとおり、他に代替案がない場合に限定される、あくまで例外的な対応と考えております。</p>

32	<p>◎ 論点整理ためにある項目について、G.L.の想定・期待する環境社会配慮の「あるべき姿」と助言・履行後の「実態」を確認して、想定と実態にギャップがある場合は、そのあるべき姿と実態を明確にしたものを資料とすること。</p>	<p>調査アイテム案に、下線の通り、追記致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離、外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因(G.L. 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認。</li> </ul>
<p>● 日本国際ボランティアセンター</p>		
33	<p>1):2 月から開始が予定されている「レビュー調査」をいったん白紙にし、調査から改定有無の検討にいたる各プロセスの主体、目的、方向性・方針と手法をしっかりと議論する場を、JICA、助言委員会および NGO(含む NGO-JICA 協議会)で設けることを求めます。これに NGO が加わるべき理由は、多様なステークホルダーの中で NGO は最も熱心にガイドラインの策定と見直しに関わってきており、十分な知見・経験の蓄積をしてくれていると考えるからです。なお、上記委員会で審査部が「調査期間はまだニュートラルな形で確定というわけではない」と説明をしていることから、丁寧な議論と透明性の確保のための時間の調整は可能なものと考えます。</p>	<p>レビュー調査は JICA の責任において実施するもので、助言委員会、NGO 等のご意見も踏まえて、本日お示ししたレビュー調査方法案の通り、取り進めさせて頂く予定です。今後とも、ご意見あれば、何時でも承ります。なお、包括的な検討以降の取り進め方については、今後、ステークホルダーのご意見も伺いつつ、検討予定です。</p>
34	<p>2)上記委員会において言及された「レビュー調査」のためのコンサルタント契約について、JICA が作成中と考えられる指示書(背景、目的、業務範囲・手順、期待/成果物、専門家の構成・資格/条件)を可能な限り共有することを求めます。審査部は、助言委員会提出の「論点表」がそれに相当すると言及していますが、それは通常 TOR の別添資料にあたるものであり、本来は1)での議論を通じて契約の目的と手法に関するコンセンサスを形成し、それらを明確にした上で作成されるべきものであると考えます。なお、上記委員会においては、委員からも、審査部の「論点表」が「論点」と呼ぶべきものになっておらず「項目」に留まっていること、その原因としてガイドラインの改定に関連するレビューが何を意味するかについての議論が不十分であることが指摘されました。しかし、審査部からは、上記の</p>	<p>「レビュー論点」を「レビュー調査アイテム」に変更致します。なお、業務指示書は、入札の公平性確保の観点から、入札前に共有することはできません。ただし、コンサルタントとの契約後、業務指示書は、JICA ホームページで公開されております。</p>

	表への追加項目の提出だけが呼びかけられている状態にあります	
<b>● 国際環境 NGO FoE Japan、メコン・ウォッチ</b>		
35	2017年9月1日、貴機構が環境社会配慮助言委員会に示した「レビュー論点案」は、レビューを受託するコンサルタントに示すための調査項目であると考え。この調査の結果を受け、議論の上で論点が明らかとなるため、この資料は「調査項目案」とすべきである。	「レビュー論点」を「レビュー調査アイテム」に変更致します。
36	また、レビュー調査の結果が出た後に包括的な議論や検討を行なった上で、ガイドラインの改定に関する「論点」が明らかになると理解しているが、その議論や検討の過程においては、今後も助言委員会のみならず、NGO等からの意見・提案に門戸を開いておくべきである。	包括的な検討以降のプロセスにおいても、NGO等からもご意見・ご提案は何時でも受け付ける様に致します。
37	貴機構は海外に多くの拠点を有して事業を実施されていることから、レビュー・検討・改定について、誰がどのように実施していくのか、海外を含め早期の段階で周知し、広く意見を求めるべきである。	レビュー調査の最終報告書(案)は英語でも作成し、和・英でパブコメをおこなう予定です。国内外における検討以降のプロセスの周知方法については、今後検討致します。
38	「レビュー調査方法(含むレビュー論点)(案)」の2(2)で、調査報告書案を公開、助言委員会で報告、「必要に応じパブコメ募集」とあるが、要所で必ず情報公開の上、海外も含め、広く一般から意見を募集すべきである。	レビュー調査の最終報告書(案)は英語でも作成し、和・英でパブコメをおこないます。
39	同文書の2(3)で「カテゴリB、C、FI案件はスキーム、セクター、地域等を踏まえて」サンプル調査するとなっているが、カテゴリ分類が問題となった案件もあるので、サンプル調査に加え、カテゴリ分けに意見の出た案件についても、調査でその内容を把握すべきである。	調査アイテム案(2.2 カテゴリ分類結果)に、下線の通り、追記致しました。  ● カテゴリ分類結果、根拠の整理 ● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理 ● <u>カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認</u>
40	また、「カテゴリB、C、FI案件」についても、問題の指摘のあった案件は全件入れるべきである。なお、貴機構が意見を求めている環境社会配慮助言委員会は、主にカテゴリA案件を中心に確認をしているため、他のカテゴリ案件については他から寄せら	ご指摘頂いたカテゴリB案件の「モザンビーク・ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」、及び「ミャンマー・ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ1)」をレビュー調査対象に含めます。

	れた意見や貴機構側で把握されている問題案件が該当すると思われる。	
41	同文書の2(4)2で、「JICA 事業を取り巻く環境の変化について整理」とあるが、インフラ整備は一般に現地住民の生活に対する影響が甚大であるため、住民への周知、協議、合意形成が丁寧かつ十分な時間をかけて行われるべきである。しかし、「迅速化」の要請は、こうしたプロセスを形骸化させ、ガイドライン遵守と相反する可能性を孕んでいる。被影響住民の視点や状況を第一に考え、環境の変化について整理すべきである。	相手国等から迅速な事業効果発現に向けた強い要請を受けている点をご理解ください。但し、JICA としては迅速化を実現するため環境社会配慮を疎かにすることは考えておりません。
42	同文書の2(3)で、「異議申立の本手続きに進んでいる案件は、現地調査の対象としない」、「異議申立担当審査役の調査報告書をレビュー対象とする」とされているが、異議申立のあった案件は優先して、現地調査の対象とし、審査役の報告書以外の資料もレビューすべきである。	<p>異議申立の本手続きに進んでいる案件は、事業担当部署から独立した理事長直属の異議申立審査役が、事業担当部の見解も踏まえて、中立的な立場で調査を行っておりますので、制度上、審査役の調査とは別に、JICA として現地調査を行うことは困難です。</p> <p>ただし、ご指摘頂いた異議申立て案件である「ミャンマー・ティラワ経済特区(SEZ)開発事業」及び「モザンビーク・ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」については、レビュー調査の対象とし、机上審査を行うことと致します。また、机上調査では、他のカテゴリA案件と同様、審査役の報告書以外の関連資料(環境レビュー・モニタリング資料等)についても確認致します。</p>

<p>43</p>	<p>今回のレビュー調査の主眼は、同文書の2(4)1)で挙げられている「ガイドラインとの乖離」を確認し、「その原因(規定、解釈の違い、運用能力等)について確認」することにあると思われる。これまでの異議申立内容ならびに当事者やNGO等の利用者からあげられてきた意見・評価は、ガイドラインの遵守状況に関するものであると同時に、この「乖離」や「その原因」を指摘しているものでもある。例えば、異議申立のあったベトナムのハノイ市都市鉄道建設事業(ナムタンロンーチャンフンダオ間(2号線))では、検討結果に対する当事者からの意見書で「ガイドライン自体が曖昧で一般人には違反を指摘しづらい」との意見やいくつかの提案が挙げられている 1)。</p> <p>1) 検討結果に対する異議申立人からの意見書  <a href="https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001o1p07-att/objectoropinion_150109.pdf">https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001o1p07-att/objectoropinion_150109.pdf</a></p>	<p>調査アイテム案に、下線の通り、追記致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離、外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因(<u>GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等</u>)について確認。</li> </ul>
<p>44</p>	<p>また、今回のガイドラインのレビュー・検討・改定にあたっては、異議申立要綱の規定 2)に則り、併せて同要綱の見直しを実施すべきである。例えば、ミャンマーのティラワ経済特別区開発事業/整備事業では、現行の異議申立制度における独立性や中立性などの基本原則、また、審査役の調査方法に関する意見が利用者や NGO から挙げられている 3)。こういった点は、審査役の調査報告書や年次報告書の内容には含まれていない内容であるため、異議申立制度自体の見直しにも活かせるよう、今回のレビュー調査の対象とし、現地調査も含め、利用者の声を丁寧に聞き取った上で、課題・教訓を抽出すべきである。</p> <p>2) 異議申立手続要綱 16. (1)「本要綱の見直しは、原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者及び審査役からの意見・評価に基づき検討を行う。」</p>	<p>異議申立手続要綱の記載に基づき、同制度についても、環境社会配慮ガイドラインの改定に合わせて、見直しの検討を行っていく予定です。一方で、異議申立制度は環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保することが主目的であり、その見直し作業にあたっては、ガイドライン本体の改訂の方向性を踏まえて行うべきものであり、従って今回のレビュー調査の対象とはしない方針です。</p> <p>異議申立制度の見直しにあたっては、いただいたご意見を踏まえつつ、検討を行うことと致します。</p>

	<p>3) 調査報告書に対する当事者からの意見書  <a href="https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/opinion_mya01_150107.pdf">https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/opinion_mya01_150107.pdf</a>  メコン・ウォッチからの意見書  <a href="http://www.mekongwatch.org/PDF/rq_20141203.pdf">http://www.mekongwatch.org/PDF/rq_20141203.pdf</a>  EarthRights International からの意見書  <a href="http://www.mekongwatch.org/PDF/news20141208_Thilawa_ERI_RespondetoExaminersReport.pdf">http://www.mekongwatch.org/PDF/news20141208_Thilawa_ERI_RespondetoExaminersReport.pdf</a></p>	
<p>● 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、国際環境 NGO FoE Japan、日本国際ボランティアセンター、メコン・ウォッチ</p>		
<p>45</p>	<p>【要請書】国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドライン改定に向けたレビュー調査に関する要請（2017年8月28日付）</p>	<p>ご指摘頂いた4案件については、レビュー調査対象と致します。なお、異議申立て案件である「ミャンマー・ティラワ経済特区（SEZ）開発事業」と「モザンビーク・ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」は机上調査で行い、「インドネシア・インドラマユ石炭火力事業」と「ミャンマー・ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ1）」は机上調査に加え、現地調査も実施する予定です。</p> <p>また、調査アイテム案に、下線の通り、追記の上、ご指摘頂いた課題・教訓について、確認致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離、外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。</u></li> </ul>

以上

JICA 審査部・企画部御中

## JICA 環境社会配慮ガイドラインレビュー調査方法（案）に関するコメント

環境社会配慮助言委員 田辺有輝

表題の件につきまして、下記の通りコメントを提出します。

## 1. レビュー調査方法案に関するコメント

該当項目	意見	理由
2-(2)	調査報告案については、助言委員以外からの意見を受け付けること。	調査報告書案には、JICA のプロジェクトをモニタリングしてきた NGO など、助言委員以外にも深い関心を表明しているから。
2-(3)	現地調査対象 5 案件については、外部から環境社会配慮が指摘されている案件、環境社会配慮課題について JICA と外部ステークホルダーとの認識に乖離が生じている案件を絞り込みの基準とすること。	現地調査対象案件数が 5 件と限られている中では、環境社会配慮課題がほぼ生じていない可能性のある案件や、すでにモニタリング時や文書上で課題がほぼ把握できている案件を対象にするのは非効率であるから。
2-(4)	「レビュー論点」については、「レビューにおける重点調査項目」に変更すること。	現状の書きぶりではレビューの論点になっておらず、かつ、調査をしていない現段階で論点を出すのはプロセス上適切ではないから。
2-(4)	ガイドラインの運用状況の確認においては、ガイドラインとの乖離及び原因のみならず、ガイドラインとの乖離はないが問題が生じていることについても把握すること。	ガイドラインとの乖離がなくても環境社会影響が生じている可能性があるから。

## 2. レビュー論点案に関するコメント

GL 項目	意見	理由
1.5	「JICA の責務」については、特に海外投融資の出資案件について、その実態をレビュー調査で確認すること。	海外投融資の出資案件においては、JICA 自身がプロジェクト実施主体の一部を担うため、現行ガイドラインの記載とは異なる責務が生じている可能性があるから。
3.2	エンジニアリング・サービス借款において、環境レビュー実績の整理のみならず、エンジニアリング・サービス借款中における環	ガイドラインでは「当該エンジニアリング・サービス借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジ

	境社会影響及びガイドライン別紙 1 との乖離状況を確認すること。	エクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする」と規定されているが、実際にはエンジニアリング・サービス借款中に工事や住民移転が発生し、不可逆的な影響が生じているから。
別紙 1	非自発的住民移転及び生計手段の喪失が生じた案件において、環境レビュー段階の想定被影響住民数とモニタリング段階における実際の被影響住民数との比較を行うこと。	この比較は、スコーピングの妥当性を確認する上で重要な指標となり、他の国際開発機関（ADB 等）も同様の調査を行っているから。
別紙 1	非自発的住民移転及び生計手段の喪失が生じた案件において、「再取得価格」の妥当性を確認すること。	ガイドラインでは「補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行わなければならない」と規定されているから。
別紙 1	非自発的住民移転及び生計手段の喪失が生じた案件において、資産調査結果や合意文書等の被影響住民との手交の有無を確認すること。	ガイドラインでは、「影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない」と規定されている。しかし、補償の支払いの有無や合意内容について、住民が認識・確認ができないケースがあるから。
別紙 1	非自発的住民移転及び生計手段の喪失が生じた案件において、被影響住民の就業数、収入額、生産量、生活費等の増減について調査すること。	ガイドラインでは、「生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない」と規定されており、補償内容だけではなく、実際の生活状況の定量的把握が必要であるから。
別紙 1	住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式を確認すること。	ガイドラインでは「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。」と規定されているから。

【第 83 回全体会合議事録】GL レビューにおける論点整理案への質問（コメント）

2017 年 9 月 12 日

谷本寿男

1. 上記議事録：2 p 「2. レビュー調査方法（案）の基本方針」

質問 1：外部への業務委託とあるが、今回の調査（＝ガイドライン運用の状況、JICAを取り巻く環境変化をレビュー）は、受託する調査機関がすべて（責任をもって）行うのか。その場合に、JICAの役割は何なのか（委託するための調査方法書：TORの作成と提出された報告書の内容確認に限定？）。

質問 2：この委託調査では、いわゆる第三者性・中立性は受託先に求められるのか。

2. 上記議事録：2 p 「カテゴリA案件は全件、カテゴリB、C、FIはスキームセクター、地域等を踏まえて、全カテゴリで計40件程度をサンプル調査する予定」

質問 1：調査のためのサンプルを抽出する基準はどういうものか。

質問 2：案件の進捗度合（D/D や調達といった準備備階、実施中、供用団歌）はサンプルの選定の際に考慮に入れないのか。

質問 3：「サンプル調査」と書かれているが、「計 40 件程度をサンプル」として選び出し、詳細に（ガイドライン運用の状況を）調査するということか。なら、サンプルとして選ばれなかった案件はまったく調査を行わないのか。

3. 上記議事録：2 p 「ガイドラインの運用状況。ガイドラインで定められている環境社会配慮プロセス、要件等の運用状況を確認」

質問 1：「要件等の運用状況」とは具体的にどのような内容なのか。例えば、緩和策の実行状況といったことか。

質問 2：これらの項目は（現地調査対象案件を除き？）文書上で確認するということか。その場合、案件の進捗度合いをどのように考慮に入れるのか。

4. 上記議事録：2 p 「5件の現地調査を実施する予定」

質問 1：なぜ5件と限定するのか。その5件を選ぶ基準は何か。

質問 2：現地調査は、委託先の調査機関が行うのか。この現地調査では、JICAの関与はどのようなものか。

質問 3：現地調査では、相手国実施機関のみならず、案件に関係する（例：住民移転の対象となる）住民などとの対話は行われるのか。

5. 上記議事録：2 p 「ガイドラインとの乖離が確認された場合には、なぜ乖離したのかの原因を確認。それは規定に問題があるかもしれませんが、解釈の違い、もしくは相手側

の運用能力に問題があるかもしれません。こちらの原因についても確認したい」

質問 1：「こちらの（ガイドラインとの乖離）原因についても確認したい」とは、相手側との対話を通じて行われるのか。

6. 上記議事録：3 p（A3でZ折り）「1つ目が、一番左が現行ガイドラインの条文の項目、次がレビュー論点。レビュー論点というものは将来的にはレビュー調査の業務指示書的なものになる、こういうものを調査するということのレビュー調査内容ということになる」

質問 1：レビュー論点に記載されている横目は、すべて委託調査での調査項目・内容となるのか。I基本事項の1.1から1.7などは、JICAとして取りまとめる項目ではないか。

7. 上記議事録：3 p（A3でZ折り）「I.の基本的事項の1.1から1.6に関しましては、全体を包括するところでもございますので、別項目のレビュー調査を通じて確認したい」

質問 1：「別項目のレビュー調査」とはどのような調査か（委託調査とは別の調査なのか）

（以上）

## 鈴木 孜 ガイドラインレビューにおける論点整理案への質問・コメント

2017.9.14

先ず、配布されたレビュー論点案に沿ってコメントします。

### 1. 基本的事項

ガイドライン条文の 1.1～1.5 及び 1.6 までについては、(誰がドラフトするかは別として、JICA のスタンスですから、ガイドライン発注前に整理されているべきものと考えます。

1.9 普及の項で、相手国への説明実績を整理するとしていますが、説明の内容について JICA ガイドラインと環境社会配慮に係る相手国の法令基準に関する関係性・優位性を整理しておくことが必要と考えます。例えば、樹木伐採をした場合、補償措置として何倍かの本数の樹木の新規植栽を義務付け、樹木本数の基準で相手国国内法令基準は満たされるとされるが、GL では生態系保全が目的だとすると、樹木本数が適切な基準か疑義がある。

JICA の環境社会配慮ガイドラインはあくまで『ガイドライン』で、相手国の法令基準を満たしていれば、それで良しとするのであれば、助言委員会の関与する余地は小さく、法令遵守をいうだけになる。日本の支援を受けるにはこれだけの環境社会配慮が必要であることを周知する JICA のスタンスが重要と考える。

### 2. 別紙 生態系及び生物相

p5 重要な自然生息地 「重要とした判断基準」を明らかにする。

p6 重要な自然生息地は、生態系及び生物相に関する判断基準のみにおいて判断すべきものであり、地域コミュニティや社会環境の側面からの配慮は別の項目で行われるべきものである。自然地の保全は面積・連続性の観点から判断することを明確にする。

### 以下に 環境社会配慮 GL、環境社会配慮助言委員会の実施プロセスに関するコメント

委員会に提供される資料を分かり易いものにする。地図類はイメージ図としての正確性で十分なので、せめて縮尺、方位を同じにする。

架橋等の縦横断面図は標準断面図を使って理解を促進する。

生態系・生物相の調査自体を現地調査、植物 1 日、鳥 3 日で行った事例が委員会に諮られているが、鳥類調査を 3 日では渡り鳥はカバーできないと考える。

自然保護や文化保護のために特に指定された地域は、GL では開発援助の対象地とせず保護されることになっているが、保護指定地に重なったり、かすめたりする案件が委員会に付議されることがあり、この場合に F A Q の 5 条件を満たすとプロジェクトが実施されることになるが、これは GL の期待するプロセスと違っているのではないか？

論点整理ために

ある項目について、G.L.の想定・期待する環境社会配慮の「あるべき姿」と助言・履行後の「実態」を確認して、想定と実態にギャップがある場合は、そのあるべき姿と実態を明確にしたものを資料とすること。

独立行政法人 国際協力機構 理事長 北岡伸一殿

CC: 独立行政法人 国際協力機構 審査部御中

独立行政法人 国際協力機構 環境社会配慮助言委員会御中

## 【要請書】国際協力機構(JICA)の環境社会配慮ガイドラインのレビューと改定に向けた追加要請

私たちは、標記について他団体とともに8月28日付で要請書を提出し、9月1日に開催された第83回環境社会配慮助言委員会にオブザーバー参加いたしました。本状は、同委員会の議論を踏まえ、環境社会配慮ガイドラインの「レビュー調査」、改定の有無の検討から改定に至るプロセス（以下、見直しプロセス）に対して追加要請を行うものです。

9月1日の上記委員会でのJICA審査部の説明によると、見直しプロセスの全体の方針や計画が明らかではないままに、12月にはコンサルタント契約を行い「レビュー調査」が実施されることが分かりました。これを受けて、助言委員からは、協議の場、主体（誰が行うのか）やスコープ、「調査」後のプロセスに関して、質問が出され、これらの点を検討してから調査をすべきとの提起がなされました<sup>1</sup>。一方の審査部からは、まずは「レビュー調査」を開始し、報告書を検討する中で決めていきたいとの説明が繰り返されました。

しかし、これは、JICAを支える一納税者としても、ODAの改善に貢献してきたNGOとしても、拙速で大変違和感のあるプロセスと言わざるを得ません。全体の方針や計画を話し合って決めないままでは、「レビュー調査」の目的や手法の妥当性を点検することは不可能です。結果として、妥当性を欠いた、不十分な調査がなされる可能性は否定できず、税金の無駄遣いになるリスクを生じさせると考えます。何よりも、見直しプロセス全体の透明性を損ないかねないことを懸念します。

以上を踏まえ、次の二点を要請いたします。

- 1) 12月から開始が予定されている「レビュー調査」をいったん白紙にし、調査から改定有無の検討にいたる各プロセスの主体、目的、方向性・方針と手法をしっかりと議論する場を、JICA、助言委員会およびNGO（含むNGO-JICA協議会）で設けることを求めます。これにNGOが加わるべき理由は、多様なステークホルダーの中でNGOは最も熱心にガイドラインの策定と見直しに関わってきており、十分な知見・経験の蓄積をしてきていると考えるからです。なお、上記委員会では審査部が「調査期間はまだニュートラルな形で確定というわけではない」と説明をしていることから、丁寧な議論と透明性の確保のための時間の調整は可能なものと考えます。
- 2) 上記委員会において言及された「レビュー調査」のためのコンサルタント契約について、JICAが作成中と考えられる指示書（背景、目的、業務範囲・手順、期待成果物、専門家の構成・資格/条件）を可能な限り共有することを求めます。審査部は、助言委員会提出の「論点表」がそれに相当すると言及していますが、それは通常TORの別添資料にあたるものであり、本来は1)での議論を通じて契約の目的と手法に関するコンセンサスを形成し、それらを明確にした上で作成されるべきものであると考えます。なお、上記委員会においては、委員からも、審査部の「論点表」が「論点」と呼ぶべきものになっておらず「項目」に留まっていること、その原因としてガイドラインの改定に関連するレビューが何を意味するかについての議論が不十分であることが指摘されました。しかし、審査部からは、上記の表への追加項目の提出だけが呼びかけられている状態にあります。

JICA環境社会配慮ガイドラインでは、「II. 環境社会配慮のプロセス」の2.10において、改定は「(前略) 日本国政府、開発途上国政府、開発途上国NGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う」こととされています。したがって、見直しプロセスは同ガイドラインが掲げる通り、透明性を重視し、十分な時間をかけ、多様なステークホルダーとの協議の場を確保した上で行われるべきであると考えます。これは、日本政府が積極的に取り組むSDGsの実施原則(①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任)にも合致していると考えます。

以上から、第83回助言委員会を踏まえ、上記二点の要請を行います。

2017年9月15日

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター

<sup>1</sup>具体的には、調査自体の目的と方針（透明性、公開性、包括性、有効性の確保）、手法（各調査項目の確認の仕方、ガイドラインとの乖離の判断主体、累積的影響の判断方法の方向性、これまで指摘されている問題の把握に基づいた方針の検討）、改定の是非検討の実施主体と時期などについて質問があり、これらについてまず検討した上で調査を行うよう提起があった。

2017年9月15日

国際協力機構 審査部・企画部御中

CC:

国際協力機構 環境社会配慮助言委員会御中

国際環境 NGO FoE Japan

メコン・ウォッチ

【要請書】

国際協力機構(JICA)の環境社会配慮ガイドライン改定に向けたレビュー調査に関する追加要請

標記につき8月28日付で要請書を提出いたしました。その内容につき、第83回環境社会配慮助言委員会にて、JICA 審査部より、現在精査中で今後対応を検討していくとのご説明をいただきました。同要請書で指摘させていただいた問題点ならびに案件につきまして、現地調査の実施を含むレビュー調査の対象とするようあらためてお願いいたします。

また、同委員会にて審査部・企画部よりご提示された「レビュー調査方法（含むレビュー論点）（案）」について、意見があれば9月15日までに提出するようにご説明がありましたため、先の要請書に追加する形で以下の意見を提出させていただきます。これらの点についてもご対応いただきますよう、要請いたします。

連絡先:

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

〒110-0016 東京都台東区台東1-12-11 青木ビル3F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

(1) 2017年9月1日、貴機構が環境社会配慮助言委員会に示した「レビュー論点案」は、レビューを受託するコンサルタントに示すための調査項目であると考えます。この調査の結果を受け、議論の上で論点が明らかとなるため、この資料は「調査項目案」とすべきである。

また、レビュー調査の結果が出た後に包括的な議論や検討を行なった上で、ガイドラインの改定に関する「論点」が明らかになると理解しているが、その議論や検討の過程においては、今後も助言委員会のみならず、NGO等からの意見・提案に門戸を開いておくべきである。

(2) 貴機構は海外に多くの拠点を有して事業を実施されていることから、レビュー・検討・改定について、誰がどのように実施していくのか、海外を含め早期の段階で周知し、広く意見を求めるべきである。

(3) 「レビュー調査方法（含むレビュー論点）（案）」の2（2）で、調査報告書案を公開、助言委員会で報告、「必要に応じパブコメ募集」とあるが、要所で必ず情報公開の上、海外も含め、広く一般から意見を募集すべきである。

(4) 同文書の2（3）で「カテゴリB、C、F I案件はスキーム、セクター、地域等を踏まえて」サンプル調査するとなっているが、カテゴリ分類が問題となった案件もあるので、サンプル調査に加え、カテゴリ分けに意見の出た案件についても、調査でその内容を把握すべきである。

(5) また、「カテゴリ B、C、F I 案件」についても、問題の指摘のあった案件は全件入れるべきである。なお、貴機構が意見を求めている環境社会配慮助言委員会は、主にカテゴリ A 案件を中心に確認をしているため、他のカテゴリ案件については他から寄せられた意見や貴機構側で把握されている問題案件が該当すると思われる。

(6) 同文書の 2 (4) 2) で、「JICA 事業を取り巻く環境の変化について整理」するとあるが、インフラ整備は一般に現地住民の生活に対する影響が甚大であるため、住民への周知、協議、合意形成が丁寧かつ十分な時間をかけて行われるべきである。しかし、「迅速化」の要請は、こうしたプロセスを形骸化させ、ガイドライン遵守と相反する可能性を孕んでいる。被影響住民の視点や状況を第一に考え、環境の変化について整理すべきである。

(7) 同文書の 2 (3) で、「異議申立の本手続きに進んでいる案件は、現地調査の対象としない」、「異議申立担当審査役の調査報告書をレビュー対象とする」とされているが、異議申立のあった案件は優先して、現地調査の対象とし、審査役の報告書以外の資料もレビューすべきである。

今回のレビュー調査の主眼は、同文書の 2 (4) 1) で挙げられている「ガイドラインとの乖離」を確認し、「その原因（規定、解釈の違い、運用能力等）について確認」することにあると思われる。これまでの異議申立内容ならびに当事者や NGO 等の利用者からあげられてきた意見・評価は、ガイドラインの遵守状況に関するものであると同時に、この「乖離」や「その原因」を指摘しているものでもある。例えば、異議申立のあったベトナムのハノイ市都市鉄道建設事業（ナムタンロンーチャンフンダオ間（2 号線））では、検討結果に対する当事者からの意見書で「ガイドライン自体が曖昧で一般人には違反を指摘しづらい」との意見やいくつかの提案が挙げられている<sup>1</sup>。

また、今回のガイドラインのレビュー・検討・改定にあたっては、異議申立要綱の規定<sup>2</sup>に則り、併せて同要綱の見直しを実施すべきである。例えば、ミャンマーのティラワ経済特別区開発事業/整備事業では、現行の異議申立制度における独立性や中立性などの基本原則、また、審査役の調査方法に関する意見が利用者や NGO から挙げられている<sup>3</sup>。こういった点は、審査役の調査報告書や年次報告書の内容には含まれていない内容であるため、異議申立制度自体の見直しにも活かせるよう、今回のレビュー調査の対象とし、現地調査も含め、利用者の声を丁寧に聞き取った上で、課題・教訓を抽出すべきである。

---

<sup>1</sup> 検討結果に対する異議申立人からの意見書

[https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001o1p07-att/objectoropinion\\_150109.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001o1p07-att/objectoropinion_150109.pdf)

<sup>2</sup> 異議申立手続要綱 16. (1) 「本要綱の見直しは、原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者及び審査役からの意見・評価に基づき検討を行う。」

<sup>3</sup> 調査報告書に対する当事者からの意見書

[https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/opinion\\_mya01\\_150107.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/opinion_mya01_150107.pdf)

メコン・ウォッチからの意見書

[http://www.mekongwatch.org/PDF/rq\\_20141203.pdf](http://www.mekongwatch.org/PDF/rq_20141203.pdf)

EarthRights International からの意見書

[http://www.mekongwatch.org/PDF/news20141208\\_Thilawa\\_ERI\\_ResponsetoExaminersReport.pdf](http://www.mekongwatch.org/PDF/news20141208_Thilawa_ERI_ResponsetoExaminersReport.pdf)